



特集

被災ローン減免制度

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

Q1 被災ローン減免制度とはどのような制度ですか？破産と同じですか？

- ① 令和7年8月豪雨、令和2年7月豪雨、平成28年熊本地震などの**自然災害の影響**で
- ② 災害前から有していた**住宅ローン、自動車ローン、事業性ローン**等の債務の返済にお困りの方を対象に
- ③ 一定の要件を満たす場合に
- ④ 債務の**免除・減額**を申し出ることができる制度で、破産ではありません。

Q2 通常の債務の整理と比べてどのようなメリットがあるのですか？

通常の債務整理・破産手続等と比べて、次のようなメリットがあります。

- ① 債務整理をしたことが、いわゆる**ブラックリストに載りません**。
- ② 平時の破産手続よりも**多くの**財産を手元に残せます。【➡Q6へ】
- ③ 原則として、**保証人等への支払請求がされません**。
- ④ 専門家による手続支援を**無料**で受けることができます。【➡Q8へ】

Q3 このようなメリットのある制度を利用した債務整理成立実績はあるのですか？

- 平成28年熊本地震のとき、**約400件**
 - 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）のとき、**100件超**
 - 令和2年7月豪雨のとき、**約20件**
- ※北海道胆振東部地震、令和6年能登半島地震でも実績あります。



Q4 事業者でも使える制度ですか？

- ① 事業者でも**個人であれば**利用できます（法人は使えません）。
- ② ただし、法人の保証人である代表者個人は、法人の債務を整理した後でなければこのガイドラインの利用は出来ないのが原則です。

Q5 収入や資力によって、この制度を使えない場合もありますか？

＜使えるか問題となるケースの目安＞

- ① 事業性ローンがない方で、年収が730万円以上の場合
 - ② 住宅ローン返済額＋住居費が年収の40%未満の場合
 - ③ 手元に残せる財産以外の財産額が、負債額より大きい場合
 - ④ 被災後、この制度を使う前に新規借入れをした場合
- ➡**借入れ前に、本制度の利用を検討しましょう！**

ケースバイケースで使えることがあります。
弁護士にご相談ください。



Q6 手元に残せる財産の目安を教えてください。

現預金等

※水災保険金（家財分）の250万円超の部分も含みます。
※**自動車**もこの枠内に含まれます。



水災保険金（家財分）

※**250万円まで**

自治体からの義援金配分

災害弔慰金・災害障害見舞金

生活再建支援金

①基礎支援金、②加算支援金

➡**「500万円」が目安です。**
※平時の破産手続なら99万円が目安

水災保険（建物分）もこの枠内で手元に残せることができます。➡詳しくは弁護士へ

自宅については、**Q7**をみてください。

➡**「全額」**手元に残すことができます。

手元に残せない財産を債権者に弁済します。
➡**それでも残る債務の免除を受けます。**

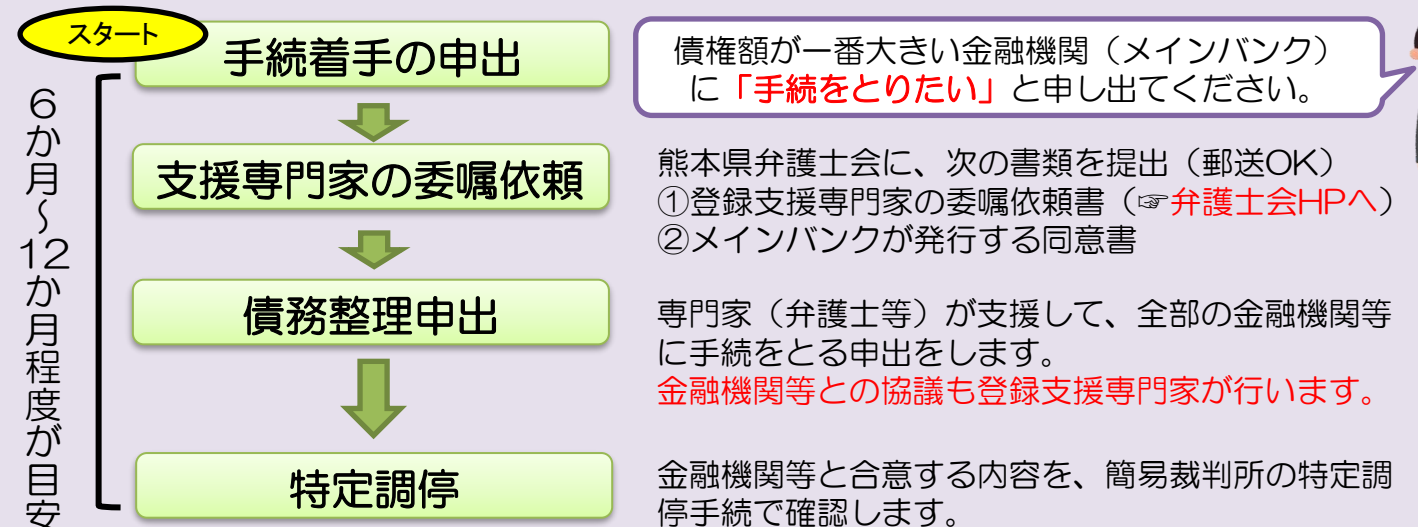


Q7 住宅ローンが残っていますが、担保に入ってる家に住み続けることはできますか？

次の②を選択すると、家を残して住み続けることができます。

- ① 自宅を売却し、売却代金を住宅ローン債権者に優先弁済する方法
- ② 自宅の公正価額（**不動産鑑定士が無料**で調査します）を住宅ローン債権者に一括または分割弁済することを条件に、家を残す方法

Q8 手続はどのような流れで進むのですか？どれくらいの期間かかるのですか？



Q9 制度についてもっと詳しく知りたいと考えているのですが、どうしたら良いですか？

- ① 熊本県弁護士会ホームページ（被災ローン減免制度のページ）
- ② 面談相談でご説明いたします。
現在、令和7年8月豪雨災害の面談相談は無料です（予約は**096-325-0009**）。

金融機関等が「手続着手の申出」を受け付けてくれないときもご相談ください。

